

	X-137
	X
	137

昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の  
給与に関する法律案要綱

一、この法律は、義務教育の無償の理想のより広範囲の実現への試みとして、昭和二十六年度に公立学校に入学する児童に対して、その使用する教科用図書を給与することを目的とする。

二、右の趣旨を実現するため昭和二十六年度においては、市町村は市町村立の小学校の二学年に属する児童に対して、都道府県は都道府県立の盲学校及びろう学校の小学部の二学年に属する児童に対して、国語及び算数の教科書を給与することとする。

三、右に要する経費は、それぞれ市町村及び都道府県の負担

とし、その二分の一を国が補助すること。地方の負担分につけては、平衡交付金法に基く教育費の基準財政需要額に算入すること。

四、昭和二十七年度以降の義務教育の無償の理想的のより広範囲の実現のため採られるべき措置については、関係各府の職員及び学識経験者をもつて組織される義務教育振興審議会を設置して調査審議すること。

学校教育法（昭和二十二年法律第三十六号）

第一百四條 市町村は、第三十一條の規定（第四十條において準用する場合を除く。）にかかるず、当分の間、学龄児童及び学齢生徒の全部又は一部の教育事務を、國、都道府県又は私立学校を經營する法人若しくは私人に委託することができる。

私立学校においては、前項の規定により委託を受けた義務教育については、授業料を徴収することができない。

文部省設置法（昭和二十四年法律第三百四十六号）

第二十四條 第十三條に掲げるもののほか、本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、左下欄に記載する通りとする。

種類	目的
教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）に基き文部大臣の

中央教職員適格審査会	定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行うこと。
教育課程審議会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令に基き教職員不適者と判定された者の再審査及び教職員不適者と指定された者の請求による恩給、手当等の復活の審査並びに同令附則第四項の規定に基く審査を行うこと。
通信教育審議会	教育課程に關する事項並びに職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。
保健体育審議会	文部大臣の諮詢に応じて通信教育の認可、優良な通信教育の認定、通信教育用圖書の検定その他通信教育に関する重要事項を調査審議すること。
学生厚生審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する重要な事項を調査審議すること。
教育職員免許等審議会	教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議し、及び教員検定に関する事務とかかること。
学術奨励審議会	学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議すること。
測地学審議会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を審議すること。

種類	目的
社会教育審議会	公民教育、青少年教育、婦人教育、勞働者教育その他の社会教育一般に関する事項を調査審議すること。
国語審議会	国語及びローマ字に関する事項を調査審議すること。
私立大学審議会	私立大学及び私立大学玄設置する学校法人に関する私立学校法に規定する事項を調査審議し、並に文部大臣に対して私立大学に関する重要事項を建議すること。
大学設置審議会	文部大臣の諮詢に応じて私立大学及び私立大学玄設置する学校法人に関する私立学校法に規定する事項を調査審議し、並に文部大臣に対して私立大学に関する重要事項を建議すること。
著作権審議会	文部大臣の諮詢に応じて大学設置の認可及び博士号の他の中位に関する事項を調査審議すること。
教科用図書検定調査 審議会	文部大臣の諮詢に応じて著作権法第二十二條第五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額について調査審議すること。
教科書出版資格審査会	教科用図書にに対する重要事項を調査審議すること。 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)に規定する事項を審査すること。

